

次期あいち経済労働ビジョンの成果指標設定に係る調査・検討業務 企画提案募集要項

1 事業名

次期あいち経済労働ビジョンの成果指標設定に係る調査・検討業務

2 事業の目的・委託業務内容

別添委託業務仕様書のとおり

3 募集期間

2025 年 5 月 22 日（木）から 2025 年 6 月 12 日（木）午後 5 時まで

4 応募資格

応募資格は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 6 月 5 日（木）正午までに、様式 1 「企画提案参加希望申出書」を提出していること。
- (2) 愛知県の「令和 6・7 年度入札参加資格者名簿」の大分類「03. 役務の提供」の中分類「07. 調査委託」に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 愛知県から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約に係る資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (9) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していないものでないこと。また、6 か月以内に手形、小切手を不渡りしたものでないこと。
- (10) 複数の企業で組んだ共同事業体として応募する場合は、代表者が（1）を提出しており、構成する全ての企業が上記（2）～（9）の要件を満たすこと。

5 契約条件

(1) 契約形態

別添契約書（案）に基づく委託契約

(2) 契約金額限度額

4,298,888 円（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約期間

契約締結日から 2026 年 1 月 30 日（金）までとする。

(4) 委託費の支払

精算払いとする。

(5) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。
ただし、財務規則第 129 条の 3 に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(6) その他

委託先として選定されるには、契約書を始め愛知県財務規則の規定に合意することが要件となる。また、企画提案に基づく積算額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が積算額と同じになるとは限らない。

6 説明会の開催

出席は応募の必須要件ではない。

(1) 日時：2025 年 5 月 26 日（月）午後 4 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(2) 場所：オンライン開催（Microsoft Teams を予定）

(3) 参加申込方法：以下により電子メールで行うこと。

- ・ 申込期限 2025 年 5 月 23 日（金）午後 5 時まで
- ・ 件名は「次期ビジョンの成果指標設定に係る調査・検討業務説明会」とすること。
- ・ 本文中に次のア～ウを記載すること。
 - ア 会社（団体）名
 - イ 参加者氏名
 - ウ 連絡先（電話番号、電子メールアドレス）
- ・ 申込先：愛知県経済産業局産業部産業政策課
電子メールアドレス：sangyo-seisaku@pref.aichi.lg.jp

7 応募に関する質問

本企画提案に関する質問は、以下により電子メールで受け付ける。

(1) 期限：2025 年 5 月 28 日（水）午後 5 時まで

(2) 電子メールアドレス：sangyo-seisaku@pref.aichi.lg.jp

(3) 電子メールの件名：「次期ビジョンの成果指標設定に係る調査・検討業務に関する質問」

(4) 回答：2025 年 6 月 2 日（月）を目途に、以下のウェブページに掲載

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyo-seisaku/vision2026-2030-kobo.html>

※質問内容が質問者固有の内容であって、公開することが適切ではないと判断した場合は、質問者にのみ回答し、ウェブページには掲載しないことがある。

8 企画提案参加希望申出書の提出

企画提案に参加するためには、様式1「企画提案参加希望申出書」の提出が必須となるため、注意すること。

(1) 期限：2025年6月5日（木）正午まで

(2) 電子メールアドレス：sangyo-seisaku@pref.aichi.lg.jp

(3) 電子メールの件名：「次期あいち経済労働ビジョンの成果指標設定に係る調査・検討業務の企画提案参加希望書」

※なお、参加希望を取り下げる場合は、電子メールにより、その旨を送付すること。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期限

2025年6月12日（木）午後5時（必着）

(2) 提出書類

提出書類	様式・規格・制限枚数	備考
①企画応募書	様式2を使用	
②経費積算書	様式3を使用	
③過去に実施した類似業務の実績	任意様式（A4 4枚まで）	
④共通添付書類	㊦会社の概要がわかる資料 ①定款又は寄付行為の写し ㊧決算報告書 ㊨社会的価値の実現に資する取組に関する申告書	①法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの ㊧直近2期分
（共同事業体として応募する場合） ⑤共同事業体協定書の写し、委任状		共同事業体での申請の場合に、構成員ごとに、④を提出

※企画応募書に添付する企画提案書の作成にあたっては、「参考様式1」及び「その他参考」の記載内容を踏まえて作成すること。

(3) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

※副本は、上記（2）の④の㊦㊧、⑤は添付不要

(4) 提出方法

持参又は郵送（「配達証明」に限る。）もしくは宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る）のいずれかとする。

(5) 提出先

愛知県経済産業局産業部産業政策課

広報・企画調整グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁本庁舎2階）

(6) 留意事項

- ・企画提案に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・企画提案は1事業者1案とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・事業実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を協議、調整の上、変更することがある。
- ・その他詳細については、県と打合せの上、行うものとする。

10 選定数

1 者

11 選定方法

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が設置する選定委員会においてプレゼンテーションによる審査を行う。

ただし、5者を超える企画提案があった場合は、県において書面による予備審査を行い、上位5者を選定委員会での審査の対象とする。

予備審査は選定委員会と同様の基準により審査する。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

(2) 選定委員会について（別途通知）

ア 日時

2025 年 6 月中旬（予定）

イ 会場

愛知県庁（予定）

ウ 方法

提出された企画提案書を使用して、プレゼンテーションにより審査を行う。
なお、県から指示のある場合を除き、提出した企画提案書以外の資料の配布や説明は認めない。

(3) 審査基準

ア 事業の基本方針、スケジュール

- ・事業の趣旨を理解し、事業実施効果が期待できるものか。
- ・全体スケジュールは適切か。

イ 事業の実施体制

- ・事業実施体制や事業の進め方及び担当者と会社の過去の類似実績等から、当該事業を確実に実施することが期待できるか。

ウ 事業実施内容

- ・適切な指標設定に向けた調査や分析の手法・内容等は適切であって、次期ビジョンにおいて効果的な指標設定が期待できる内容となっているか。

エ その他

- ・提案全体を通じて、次期ビジョンの指標設定に資する内容となっているか。
- ・効果的な追加提案があるか。

オ 経費

- ・見積経費項目、金額は適切か。

カ 社会的価値の実現に資する取組の実施について

(4) 選定結果

全応募者に対して書面で通知する。なお、予備審査及び選定委員会は非公開とし、審査の経過・結果等、審査に関する問合せ及び異議申し立てには応じない。

12 契約

選定委員会において第1位の企画提案者に選考された応募者と協議、調整の上、契約を締結する。なお、協議等が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

13 スケジュール（予定）

2025年5月26日（月）	説明会（オンライン）
5月28日（水）午後5時	質問提出期限
6月2日（月）	質問回答ウェブ掲載
6月5日（木）正午	企画提案参加希望申出書提出期限
6月12日（木）午後5時	企画提案書提出期限
6月中旬	審査、委託先の決定
6月中下旬	契約、事業開始
2026年1月30日（金）	事業完了

14 その他

- (1) 企画応募書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式4）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格となる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示内容に違反があった場合。
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合。
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合。
- (3) この要項に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、愛知県が定める。

15 問合せ先

愛知県 経済産業局 産業部 産業政策課 広報・企画調整グループ

住 所 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎2階

電 話 052-954-6330

電子メール sangyo-seisaku@pref.aichi.lg.jp